

## 現行 削除箇所記入済み

基本点数 (保護者一人につき、下記のいずれか一つのみ該当になります。)

	保護者の状況		1週当たり就労時間	点数
A	家庭外労働	通勤を伴う	1週 35時間以上	50
		①被雇用者(雇用形態を問わない) ②自営業者	1週 30時間以上 35時間未満	45
			1週 25時間以上 30時間未満	40
			1週 16時間以上 25時間未満	35
B	家庭内労働	自宅を職場とする	1週 35時間以上	45
		①被雇用者(同上) ②自営業者(就労時間の規定がある場合のみ)	1週 30時間以上 35時間未満	40
			1週 25時間以上 30時間未満	35
			1週 16時間以上 25時間未満	30
		自宅での就労で就労時間に規定なし	1週 16時間以上	20
C	内定	就労内定(自宅での就労内定は5点減点)	1週 35時間以上	35
			1週 30時間以上 35時間未満	30
			1週 25時間以上 30時間未満	25
			1週 16時間以上 25時間未満	20
D	求職中			10
E	その他	疾病/出産/障がい	出産(産前産後8週間)	35
F			入院(1月以上)	50
			<del>入院(1月未満)</del>	<del>45</del>
			常時臥床	50
			重度の心身障がい(保護者本人)	50
			中度の心身障がい(保護者本人)	45
			保育が困難との診断	50
			通院(週3日以上)	35
			上記以外	30
			G	同居親族(長期入院等している親族を含む)の看護
重度の障がい者等の介護	50			
中度の障がい者等の介護	45			
通院付添(週3日以上)	35			
上記以外	30			
H	就学	就労のための各種学校(*1)	40	
		一般学生	20	
		保護者の年齢が65歳以上の場合		<del>45</del>
I		自宅の災害(災害復旧に要する時間を基に、家庭外労働の基準に準じる。)		35~50

調整点数

	調整内容	点数
1	ひとり親家庭	90
2	生活保護世帯	10
3	<del>生活のための就労の必要性が高い場合</del>	<del>50</del>
4	虐待やDVのおそれがあり、特に保育所の入所の必要性が認められる場合	50～
5	子どもが障がい有する場合（集団保育が可能な場合に限る）	5
6	産前産後休暇及び育児・介護休業法に基づいた育児休暇を終えた復職（一定の条件を満たす自営業者、専従者を含む）	10
7	法定の育児休業期間中に育児休業を取らずに既に復職している場合	10
8	同じ保育所に兄弟姉妹が入所している場合	10
9	きょうだい同時に申し込む場合	11
10	<del>3園以上希望した場合</del>	<del>±</del>
11	小規模保育事業などの卒園児（市内園に限る） （連携施設が設定されている場合は、連携施設に限る。）	20
12	<del>前年度4月入所に3園以上申し込みをしたが入所できなかった場合（入所辞退や取下げをした場合を除く）</del>	<del>10</del>
13	認可外保育施設に入所し、週3日以上かつ1日4時間以上かつ週16時間以上保育を必要としている場合（市外在住者を除く）	5
14	市外の保育所に入所している児童が転園する場合	5
15	在園児が諸般の事情で一時的に退園し、復園する場合	10
16	保護者が市内認可保育所等の保育士として就労（内定）をしている場合（就職後5年以上就労を継続すること）	20
17	保護者が市内幼稚園の教員として就労（内定）している場合（就職後5年以上就労を継続すること）	10
18	65歳未満の保育可能な直系尊属（祖父母等）と同居している場合	△20
19	親族が経営する事業所で就労している場合	△10
20	市外居住者（転入が確定している者、市内認可保育所等に就労（内定）している者を除く。）	△100
21	保護者に正当な理由がなく保育所保育料等の滞納がある場合	△50

(\*1)

- ・年を単位とする職業訓練校の訓練生
- ・就職に有利となる国家資格を取得するための学校等で修業期間が3年以内のもの（ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金の支給対象となる学校等）の学生